

飲食店等に携わる事業者の皆様へ ～ 飲食の場での感染防止のために ～

飲食の場を介して新型コロナウイルスの感染が拡大しています。

飲食店の経営，社会経済活動を維持していくためには，事業者の皆様による感染防止の取組が不可欠です。

今一度，各業界団体が策定する「感染拡大予防ガイドライン」を御理解いただき，遵守・徹底をお願いします。

感染拡大予防ガイドライン遵守・徹底

（感染事例）

男性Aさんは久し振りに馴染みの店に。久々の来店ということもあり，女性店員Bはこの時だけマスクなしで顔を近づけて話をしてしまいました。その数日後，Aさんからお店に「新型コロナに感染した」との連絡が入ることに。

しかし，そのときには，Bさんは体調が悪いのに既に数日間勤務を継続。店内ではマスク着用や消毒に取り組んでいたが，更衣室や控え室は狭く窓もなく，従業員の出勤時間が重なるため，3密状態となっていた。気付いたときには，他の女性店員や男性スタッフ，複数のお客様にも感染が広がっており，クラスターとなっていた。店は2週間の休業を余儀なくされただけでなく，多くの常連さんにも迷惑をかけることとなった。

※実際の事例を基に作成したものです。

感染防止のポイント（主なもの）

- ・ スタッフの体調の把握。体調の悪いスタッフは自宅待機，医療機関へ相談。
- ・ 手洗いや衛生管理の徹底
- ・ マスクやフェイスガードの適切な着用
- ・ アクリル板やビニールカーテン等での飛沫防止
- ・ 「三つの密」を避けるための配席の工夫
（対面を避ける配席や人と人との距離の確保（できるだけ2m（最低1m）空ける））
- ・ 入店時の対応
（体調の悪い方の店内飲食のお断り，手指消毒のお願い，混雑時における入場制限など）
- ・ 定期的な消毒・換気（更衣室や控室にも注意） など

<特にキャバクラなど接待を伴う飲食店，カラオケでは>

- ・ お酌・回し飲みは避ける。接客は正面を避けて立つ
- ・ カラオケは，マスク（適宜フェイスガード）着用かパーテーションで飛沫防止を
- ・ 追跡サービスの導入や利用者名簿の設置 など

感染防止には，お客様の協力が不可欠。お客様への注意喚起を更に積極的に！

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの例

●外食業の事業継続のためのガイドライン

【（一社）日本フードサービス協会，（一社）全国生活衛生同業組合中央会】
http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguidelineA4_20514_630.pdf

●社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会】
<https://zensyaren.net/pdf/b9584552dfbf47642688827125fca7611e1fbd45.pdf>

京都市では、次の2項目のいずれにも該当する場合を店舗名公表の目安として定めています。

① クラスターなど感染者が発生した場合

② 感染経路の追跡が困難な場合※

※ 「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」その他の公的機関の追跡サービスを導入・活用していない場合、氏名・電話番号等が明記された利用者名簿が有効に機能していない場合等

支援制度など

ガイドライン推進宣言事業所ステッカー

ガイドラインを遵守し、感染拡大防止や衛生対策等に取り組む事業者を「見える化」する取組です。

ステッカーの申請はこちら ⇒ <https://www.kyotokaigi.com>



京都市新型コロナあんしん追跡サービス

新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、接触のおそれのある方にお知らせメールを送付するサービスです。

●京都市新型コロナあんしん追跡サービス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html>

●新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

アドバイザーチームによる事業者の感染症対策等サポートナビ等

●新型コロナウイルスに関する事業者向けの主な支援制度<京都市版>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000268990.html>

●アドバイザーチームによる事業者の感染症対策等サポートナビ

<https://www.newstyle-kyoto.com/>

**感染された方や医療関係者等への誹謗中傷は許されない行為です。
正しい情報に基づき冷静な行動を取ってください。**

●お問合せ 京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

電話：075-222-3342

（平日9時から17時まで）



京都市
CITY OF KYOTO

令和2年9月発行 京都市行財政局防災危機管理室
京都市印刷物 第024313号

この印刷物が不要となれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

